

7 生福第 6 5 0 5 号
令和 8 年 3 月 1 7 日

各施設管理者 様
(小規模施設及び中核市所在施設を除く)

福島県高齢福祉課長
(公印省略)

令和 8 年度「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」における
一次協議の実施について (通知)

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、令和 8 年 3 月 1 6 日に厚生労働省老健局より標記交付金の協議について事務連絡 (以下「事務連絡」という。) がありましたので、整備計画を提出される場合は下記を参照し、当課ホームページで内容をご確認の上、期限までに必要書類を提出してください。

記

1 補助対象事業、補助協議単価及び採択方針や留意事項等

事務連絡 及び国交付要綱、実施要綱改正 (案) 等参照願います。なお、県が補助対象とする施設 (本照会の対象) は、広域型の施設です。小規模施設は市町村にお問い合わせ、ご提出願います。

また、ひとつの法人から同一事業に複数施設の協議を行う場合、施設ごとに優先順位を付し、別添 3 「整備計画一覧表」の「優先順位欄」に記載願います。

※複数の施設種別にまたがる工事 (例: 特養とデイ 等) を補助対象とする場合、対象施設ごとに事業費を按分して協議を行います。 (別添 4) 「補助対象面積の按分方法について」参照のうえ、適切に算出願います。なお、複数の施設種別がひとつの施設に入っている場合であっても、協議を行う施設種別の箇所のみに行う場合は、按分する必要はありません。

2 提出資料

事務連絡参照

3 提出先及び提出方法

福島県高齢福祉課

E-mail: koureihukushi_shisetsu@pref.fukushima.lg.jp

(続く)

4 提出期限

令和8年4月15日（水）必着

5 その他

- (1) 本通知に係る資料等については県高齢福祉課 HP に掲載しておりますので
詳細についてはそちらで確認ください。

【福島県トップページ】

組織でさがす → 保健福祉部 → 高齢福祉課 → 地域介護・福祉空間整備交付金

【URL】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/tiikikaigohukushikuukannkouhukin.html>

※今回示された国の交付要綱改正（案）が施行され次第、県の実施要領
や交付要綱も同様の内容で改正を行う予定です。本協議は国の実施要綱改
正（案）及び交付要綱に基づきご提出願います。

- (2) 予算の範囲内での執行となり、ご要望に添えない場合もございますので御
了承願います。

(3) その他

事業計画の提出にあたっては、事務連絡を熟読いただき、留意事項などご
確認の上ご対応願います。